

改正案	現行
<p data-bbox="97 258 216 289"><表紙></p> <p data-bbox="587 300 979 331">ガス工作物技術基準の解釈例</p> <p data-bbox="587 478 979 562">平成26年3月19日制定 <u>平成28年2月2日改正</u></p> <p data-bbox="632 699 934 730">商務流通保安グループ</p>	<p data-bbox="1492 258 1611 289"><表紙></p> <p data-bbox="1982 300 2374 331">ガス工作物技術基準の解釈例</p> <p data-bbox="1997 478 2359 510">平成26年3月19日制定</p> <p data-bbox="2027 699 2329 730">商務流通保安グループ</p>

改正案	現行
<p>(離隔距離)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>告示第2条の2第1項及び第3項における「適切な措置」とは、さく等を設け、かつ、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器並びに附帯設備に属する熱交換器及び容器に近づくことを禁止する旨の注意喚起をすることをいう。</u></p> <p>(防消火設備)</p> <p>第5条 省令第8条に規定する製造所若しくは供給所に設置するガス工作物に係わる「適切な防消火設備を適切な箇所に」とは、次の各号により設置されたものをいう。</p> <p>一 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)第37条の3に規定する特定ガス工作物以外のガス工作物に係わる防消火設備は次のとおりとする。</p> <p>イ 防火設備は次の(1)に掲げるガス工作物に対し、(2)から(6)に従って設置されていること。</p> <p>(1) 防火設備は以下のaからeに掲げるもの(内壁が水、蒸気に十分触れているもの及び表面が高温である等散水又は放水することが逆に危険となるものを除く。)に対し設置すること。<u>ただし、以下のa及びcについては、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたものであって、従業員が常駐し、常時監視ができる状態にあり、速やかにガスの製造を停止する措置をとることができる場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>a～e (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) ガス発生設備、ガス精製設備、排送機、圧送機、ガス圧縮機、冷凍設備、<u>附帯設備</u>に属する容器(冷凍設備に属するものを除く。)(以上の設備のうち液化ガスを通ずるものを除く。)にあっては、対象設備の群ごとに内部に保有する可燃性ガス10トンにつき粉末消火器(可搬性又は動力車搭載のものであること。以下第2項までにおいて同じ。)であって能力単位B-10(消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)に基づき定められたものをいう。以下第2項までにおいて同じ。))以上のものを1個相当以上設置していること。</p> <p>この場合、最少設置数量は最高使用圧力が高圧のものにあっては3個相当、高圧以外のものにあっては2個相当とする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火気設備との距離)</p> <p>第8条 省令第11条に規定する「適切な距離」とは、当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備の外面(当該設備内のガス又は液化ガスを通じる容器、熱交換器等の外面をいう。)から火気を取り扱う設備に対し8メートル(<u>貯蔵能力が液化ガスの場合1,000キログラム未満、圧縮ガスの場合1,000立方メートル未満の移動式ガス発生設備にあっては2メートル、貯蔵能力が液化ガスの場合1,000キログラム以上3,000キログラム未満、圧縮ガスの場合1,000立方メートル以上3,000立方メートル未満の移動式ガス発生設備にあっては5メートル</u>)以上の距離をいう。<u>ただし、当該ガス工作物と火気を取り扱う設備との間に、当該ガス工作物から漏えいしたガス若しくは液化ガスが当該火気を取り扱う設備に流動することを防止するために、次の各号のいずれかの措置を講じた場合には、当該各号に定める距離とする。</u></p> <p>一 火気を取り扱う設備との間に十分な高さの障壁等を設けた場合は、迂回水平距離にて8メートル(<u>貯蔵能力が液化ガスの場合1,000キログラム未満、圧縮ガスの場合1,000立方メートル未満の移動式ガス発生設備にあっては2メートル、貯蔵能力が液化ガスの場合1,000キログラム以上3,000キログラム未満、圧縮ガスの場合1,000立方メートル以上3,000立方メートル未満の移動式ガス発生設備にあっては5メートル</u>)以上とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器並びに附帯設備に属する容器(液化ガス用貯槽及び冷凍設備に属するものを除く。)</u>について、火気を取り扱う設備の付近にガス漏洩検知警報装置を設置し、かつ、従業員が常駐し、常時監視ができる状態にあり、速やかにガスの製造を停止する措置をとることができる場合にあっては、火気を取り扱う設備に対する距離は0メートル以上とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(離隔距離)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(防消火設備)</p> <p>第5条 省令第8条に規定する製造所若しくは供給所に設置するガス工作物に係わる「適切な防消火設備を適切な箇所に」とは、次の各号により設置されたものをいう。</p> <p>一 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)第37条の3に規定する特定ガス工作物以外のガス工作物に係わる防消火設備は次のとおりとする。</p> <p>イ 防火設備は次の(1)に掲げるガス工作物に対し、(2)から(6)に従って設置されていること。</p> <p>(1) 防火設備は以下のaからeに掲げるもの(内壁が水、蒸気に十分触れているもの及び表面が高温である等散水又は放水することが逆に危険となるものを除く。)に対し設置すること。</p> <p>a～e (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) ガス発生設備、ガス精製設備、排送機、圧送機、ガス圧縮機、冷凍設備、<u>付帯設備</u>に属する容器(冷凍設備に属するものを除く。)(以上の設備のうち液化ガスを通ずるものを除く。)にあっては、対象設備の群ごとに内部に保有する可燃性ガス10トンにつき粉末消火器(可搬性又は動力車搭載のものであること。以下第2項までにおいて同じ。)であって能力単位B-10(消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)に基づき定められたものをいう。以下第2項までにおいて同じ。))以上のものを1個相当以上設置していること。</p> <p>この場合、最少設置数量は最高使用圧力が高圧のものにあっては3個相当、高圧以外のものにあっては2個相当とする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火気設備との距離)</p> <p>第8条 省令第11条に規定する「適切な距離」とは、当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備の外面(当該設備内のガス又は液化ガスを通じる容器、熱交換器等の外面をいう。)から火気を取扱う設備に対し8メートル(<u>移動式ガス発生設備に係る場合は2メートル</u>)以上の距離をいう。<u>但し、当該ガス工作物と火気を取り扱う設備との間に、当該ガス工作物から漏えいしたガス若しくは液化ガスが当該火気を取り扱う設備に流動することを防止するために、次の各号のいずれかの措置を講じた場合には、当該各号に定める距離とする。</u></p> <p>一 火気を取り扱う設備との間に十分な高さの障壁等を設けた場合は、迂回水平距離にて8メートル(<u>移動式ガス発生設備にあっては2メートル</u>)以上とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>(製造設備等の材料)</p> <p>第13条 省令第14条第1号から第5号までに規定するガス工作物の主要材料（機械的強度に関連する部分（構造の強度計算に関する部分））は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p><u>十二 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器並びに</u> <u>附帯設備に属する容器（液化ガス用貯槽及び冷凍設備に属するものを除く。）及び配管であって、次に掲げるもの。</u></p> <p><u>イ 高压ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するもの</u></p> <p><u>ロ 高压ガス保安法一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第31条第2項に定める製造施設完成検査証を有するもの</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(製造設備等の材料)</p> <p>第13条 省令第14条第1号から第5号までに規定するガス工作物の主要材料（機械的強度に関連する部分（構造の強度計算に関する部分））は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(ガス発生設備及びガス精製設備)</p> <p>第20条 ガス発生設備（第3項に該当するものを除く。）及びガス精製設備に属する容器及び管の構造は、第21条から第36条までの規定による。</p> <p>なお、材料の許容応力は第19条第1項に定めるところによる。ただし、第13条第1項第1号に適合するもの（同号イに掲げるものに限る。）<u>及び同項第12号に適合するもの</u>にあつては本項の規定を満たすものとみなす。</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(ガス発生設備及びガス精製設備)</p> <p>第20条 ガス発生設備（第3項に該当するものを除く。）及びガス精製設備に属する容器及び管の構造は、第21条から第36条までの規定による。</p> <p>なお、材料の許容応力は第19条第1項に定めるところによる。ただし、第13条第1項第1号に適合するもの（同号イに掲げるものに限る。）<u>にあつては本項の規定を満たすものとみなす。</u></p> <p>2、3 (略)</p>
<p>(附帯設備であつて製造設備に属する容器及び管並びに配管)</p> <p>第40条 附帯設備であつて製造設備に属する容器及び管の構造は、第21条から第36条までを準用する。</p> <p>なお、プレートフィン熱交換器にあつては、第21条及び第22条の規定のほか、「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」（平成15年3月31日付け平成15・03・28原院第8号）の別添4「特定設備の部品等の技術基準の解釈」の第3条の規定を適用することができる。この場合の「設計圧力」は「最高使用圧力」と、「設計温度」は「最高使用温度又は最低使用温度」と読み替えるものとし、材料の許容引張応力及び許容せん断応力は第19条第1項に定めるところによる。ただし、第13条第1項第1号に適合するもの（同号ハ及びニに掲げるものに限る。）<u>及び同項第12号に適合するもの</u>にあつては、本項の規定を満たすものとみなす。</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(附帯設備であつて製造設備に属する容器及び管並びに配管)</p> <p>第40条 附帯設備であつて製造設備に属する容器及び管の構造は、第21条から第36条までを準用する。</p> <p>なお、プレートフィン熱交換器にあつては、第21条及び第22条の規定のほか、「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」（平成15年3月31日付け平成15・03・28原院第8号）の別添4「特定設備の部品等の技術基準の解釈」の第3条の規定を適用することができる。この場合の「設計圧力」は「最高使用圧力」と、「設計温度」は「最高使用温度又は最低使用温度」と読み替えるものとし、材料の許容引張応力及び許容せん断応力は第19条第1項に定めるところによる。ただし、第13条第1項第1号に適合するもの（同号ハ及びニに掲げるものに限る。）<u>にあつては、本項の規定を満たすものとみなす。</u></p> <p>2、3 (略)</p>
<p>(耐圧試験)</p> <p>第50条 省令第15条第2項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号<u>及び第12号</u>に掲げるものにあつては、省令第15条第2項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」であるとみなす。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(耐圧試験)</p> <p>第50条 省令第15条第2項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号に掲げるものにあつては、省令第15条第2項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」であるとみなす。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(気密試験)</p> <p>第51条 省令第15条第3項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号<u>並びに第12号</u>に掲げるもの及び前条第1項第7号の規定による試験を行ったものにあつては、省令第15条第3項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」であるとみなす。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(気密試験)</p> <p>第51条 省令第15条第3項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号に掲げるもの及び前条第1項第7号の規定による試験を行ったものにあつては、省令第15条第3項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」であるとみなす。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2、3 (略)</p>
<p>(溶接一般)</p> <p>第52条 省令第16条第1項に規定する「溶込みが十分で、溶接による割れ等で有害な欠陥がなく」とは、溶込みが十分であり、割れ、アンダカット、オーバラップ、クレータ、スラグ巻込み、ブローホール等で有害な欠陥がないことをいう。ただし、第13条第1項第1号<u>及び第12号</u>に掲げるものにあつては、これによらず「溶込みが十分で、溶接による割れ等で有害な欠陥がなく」を満たすものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第16条第2項に規定する「適切な機械試験等により適切な溶接施工方法等であることをあらかじめ確認したもの」とは、次の各号に適合するものをいう。ただし、第12条に規定する管材料の長手継手（管、配管及び導管又はガスのみを通ずる容器に限る。）、製造設備等に使用するJIS B 2311（2009）「一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手」、</p>	<p>(溶接一般)</p> <p>第52条 省令第16条第1項に規定する「溶込みが十分で、溶接による割れ等で有害な欠陥がなく」とは、溶込みが十分であり、割れ、アンダカット、オーバラップ、クレータ、スラグ巻込み、ブローホール等で有害な欠陥がないことをいう。ただし、第13条第1項第1号に掲げるものにあつては、これによらず「溶込みが十分で、溶接による割れ等で有害な欠陥がなく」を満たすものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第16条第2項に規定する「適切な機械試験等により適切な溶接施工方法等であることをあらかじめ確認したもの」とは、次の各号に適合するものをいう。ただし、第12条に規定する管材料の長手継手（管、配管及び導管又はガスのみを通ずる容器に限る。）、製造設備等に使用するJIS B 2311（2009）「一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手」、</p>

改正案	現行
<p>JIS B 2313（2009）「配管用鋼板製突合せ溶接式管継手」及びJIS B 2321（2009）「配管用アルミニウム及びアルミニウム合金製突合せ溶接式管継手」の長手継手並びに第13条第1項第1号及び第12号に掲げるものの溶接施工方法等は、これによらず、「適切な機械試験等により適切な溶接施工方法等であることをあらかじめ確認したもの」とであるとみなす。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>4 省令第16条第3項に規定する「適切な溶接設計（溶接方法の種類、溶接部の形状等をいう。）により適切に溶接されたものであり、かつ、有害な欠陥がないこと及び適切な機械的性質を有することを適切な試験方法により適切に確認されたもの」とは、第53条及び第57条から第71条までに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号及び第12号に掲げるものについては、これによらず「適切な溶接設計（溶接方法の種類、溶接部の形状等をいう。）により適切に溶接されたものであり、かつ、有害な欠陥がないこと及び適切な機械的性質を有することを適切な試験方法により適切に確認されたもの」とであるとみなす。</p> <p>5 （略）</p> <p><u>（安全弁）</u></p> <p>第72条 （略）</p> <p><u>（警報装置）</u></p> <p>第74条 省令第19条に規定する「適切な装置」とは、次の各号に掲げる場合にその旨を警報するものをいう。 <u>なお、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器であって、従業者が常駐し、常時監視ができる状態にあり、速やかにガスの製造を停止する措置をとることができる場合又は、ガス若しくは液化ガスを通ずる設備の構造上、損傷に至るおそれのある状態になり得ない場合については、この限りでない。</u></p> <p>一～九 （略）</p> <p><u>（遮断装置）</u></p> <p>第80条 省令第26条に規定する「適切な箇所」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 ガス発生設備（次に掲げるものを除く。）、ガス精製設備、排送機、圧送機及び附帯設備であって製造設備に属するもの（熱量調整のための容器に限る。）の相互の間。ただし、一体となった設備でガス発生設備とガス精製設備とが区分できない場合であって、<u>災害その他非常の場合において、容易、かつ、速やかにガスの発生を停止できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ <u>移動式ガス発生設備</u></p> <p>ロ <u>災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器であって、従業者が常駐し、常時監視ができる状態にあり、速やかにガスの製造を停止する措置をとることができるもの</u></p> <p>二 （略）</p> <p>三 <u>災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器であって、従業者が常駐し、常時監視ができる状態にあり、速やかにガスの製造を停止する措置をとることができるもの</u></p> <p>出口</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（移動式ガス発生設備の設置）</u></p> <p>第82条 省令第28条に規定する「適切な場所」とは、発火性又は引火性のものから2メートル以上の距離を有していることをいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>省令第28条第2項に規定する「適切な措置」とは、次の各号に適合するものをいう。</u></p> <p>一 <u>容器を設置する場所の水はけをよくし、底部を乾きやすくすること。</u></p> <p>二 <u>容器の全面を十分に塗装しておくこと。</u></p> <p>三 <u>容器の転倒等を防止するためにチェーンや固定具で固定し、又は容器立てを使用して固定すること。</u></p> <p>4 <u>省令第28条第3項に規定する「適切な温度に維持できる適切な措置」とは、容器を断熱材で被覆する、直射日光を受ける場所に設置しないなど、容器の温度が四十度以上にならない措置がとられているものをいう。</u></p>	<p>JIS B 2313（2009）「配管用鋼板製突合せ溶接式管継手」及びJIS B 2321（2009）「配管用アルミニウム及びアルミニウム合金製突合せ溶接式管継手」の長手継手並びに第13条第1項第1号に掲げるものの溶接施工方法等は、これによらず、「適切な機械試験等により適切な溶接施工方法等であることをあらかじめ確認したもの」とであるとみなす。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>4 省令第16条第3項に規定する「適切な溶接設計（溶接方法の種類、溶接部の形状等をいう。）により適切に溶接されたものであり、かつ、有害な欠陥がないこと及び適切な機械的性質を有することを適切な試験方法により適切に確認されたもの」とは、第53条及び第57条から第71条までに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号に掲げるものについては、これによらず「適切な溶接設計（溶接方法の種類、溶接部の形状等をいう。）により適切に溶接されたものであり、かつ、有害な欠陥がないこと及び適切な機械的性質を有することを適切な試験方法により適切に確認されたもの」とであるとみなす。</p> <p>5 （略）</p> <p>第72条 （略）</p> <p><u>（警報装置）</u></p> <p>第74条 省令第19条に規定する「適切な装置」とは、次の各号に掲げる場合にその旨を警報するものをいう。 <u>なお、設備の構造上、当該状態になり得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>一～九 （略）</p> <p><u>（遮断装置）</u></p> <p>第80条 省令第26条に規定する「適切な箇所」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 ガス発生設備（<u>移動式ガス発生設備</u>を除く。）、ガス精製設備、排送機、圧送機及び附帯設備であって製造設備に属するもの（熱量調整のための容器に限る。）の相互の間。ただし、一体となった設備でガス発生設備とガス精製設備とが区分できない場合で<u>災害時に容易、かつ、速やかにガスの発生を停止できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（移動式ガス発生設備の設置）</u></p> <p>第82条 省令第28条に規定する「適切な場所」とは、発火性又は引火性のものから2メートル以上の距離を有していることをいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>